

情報・システム研究機構新年俸制適用職員給与規程

〔令和 3年11月25日
制 定〕

最近改正 令和 7年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条第2項の規定に基づき、年俸制給与の適用を受ける研究教育職員（情報・システム研究機構年俸制適用職員給与規程の適用を受ける者を除く。以下「新年俸制適用職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 新年俸制適用職員の対象は、就業規則第2条第2項に規定する研究教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者とする。

2 前項の研究教育職員が、新年俸制適用職員となる場合には、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(給与の種類)

第3条 新年俸制適用職員の給与は、基本年俸、業績給及び諸手当とする。

2 業績給には、第6条第6項に規定する特別加算を加算することができる。

(基本年俸)

第4条 基本年俸の計算期間は、一の年（1月1日から12月31日までの1年間をいう。以下同じ。）とする。

2 新年俸制適用職員の基本年俸は、別表第1に定める教育職基本年俸表に定める額とする。

3 雇用期間が1年に満たない場合における基本年俸は、前項に規定する基本年俸の額を基礎とし、当該雇用期間に応じた額とする。

4 基本年俸の12分の1の額を教育職基本年俸表に定める基本給（以下「基本給」という。）として毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に当たるときは16日、その日が月曜日で休日に当たるときは18日）に支給する。

(基本年俸の決定及び更改)

第5条 新年俸制適用職員の基本年俸の職務の級及び号は、その者の学歴、免許・資格、職務経験、業績等及び他の研究教育職員との均衡を考慮して決定する。

- 2 基本年俸の号は、毎年1月1日（以下「基準日」という。）に、業績評価の結果に応じて、更改することができる。ただし、昇任等があった場合は、昇任等の日に基本年俸の更改を行うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、新年俸制適用職員の基本年俸の決定及び更改に関し、必要な事項は別に定める。

（業績給）

- 第6条 業績給（特別加算を除く。以下この項から第5項まで同じ。）の計算期間は、一の年とする。
- 2 新年俸制適用職員の業績給は、前条第1項の規定により決定されたその者の職務の級及び号を基礎として、情報・システム研究機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第35条の期末手当及び同規程第36条の勤勉手当の規定を準用し算出して得た額とする。
 - 3 雇用期間が1年に満たない場合における業績給は、前項に規定する業績給の額を基礎とし、当該雇用期間に応じた額とする。
 - 4 業績給の12分の1の額（その額に1円未満の端数がある場合は、これを1円に切り上げた額。以下「業績給月額」という。）を第4条第4項に定める基本給の支給日に支給する。
 - 5 業績給は、基準日に、業績評価の結果に応じて、更改することができる。ただし、昇任等があった場合は、昇任等の日に業績給の更改を行うものとする。
 - 6 特別加算は、一の年において1回に限り、業績評価の結果に応じて支給することができる。
 - 7 特別加算は、基準日が属する月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に当たるときは16日、その日が月曜日で休日に当たるときは18日）に支給する。
 - 8 前7項に定めるもののほか、新年俸制適用職員の業績給及び特別加算に関し必要な事項は、別に定める。

（諸手当）

- 第7条 新年俸制適用職員の諸手当は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、CSIRT手当、航空手当、極地観測手当、時間外勤務手当、休日給、在宅勤務手当、寒冷地手当及び競争的研究費特別手当とする。
- 2 前項の諸手当は、給与規程第23条から第34条の2、第37条及び第37条の2の規定をそれぞれ準用し、支給する。
 - 3 第1項の諸手当の計算期間及び支給日については、給与規程第2条第1項の規定を準

用する。

(日割計算等)

第8条 新たに新年俸制適用職員となった者には、その日から基本給を支給する。基本給に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

- 2 新年俸制適用職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。
- 3 新年俸制適用職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から情報・システム研究機構職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、業績給月額、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 勤務1時間当たりの給与額の算出は、給与規程第7条の規定を準用する。この場合において、同条中、「基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、CSIRT 手当及び寒冷地手当（都市手当及び広域異動手当については算出の基礎から扶養手当を除く。）」とあるのは「基本給、業績給月額、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、CSIRT 手当及び寒冷地手当（都市手当及び広域異動手当については算出の基礎から扶養手当を除く。）」と読み替えて準用するものとする。

(端数計算)

第10条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じた場合はこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第11条 この規程により計算した各給与の種類別の確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(休職者の給与)

第12条 新年俸制適用職員が休職にされたときは、その休職の期間中の給与の支給については、給与規程第20条の規定を準用する。この場合において、同条中、「基本給、基

本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給等」という。）とあるのは「基本給、業績給月額、基本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給等」という。）と読み替えて準用するものとする。

（休業等に係る給与）

第13条 次の各号のいずれかの休業の申出又は請求をして承認された新年俸制適用職員の当該休業に係る期間は、給与を支給しない。

- 一 情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第3条及び第3条の2の規定する育児休業
- 二 情報・システム研究機構職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）第3条に規定する介護休業
- 三 情報・システム研究機構職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業
- 四 情報・システム研究機構職員の配偶者同行休業に関する規程に規定する配偶者同行休業

2 次の各号のいずれかの部分休業の申出をして承認された新年俸制適用職員の当該部分休業に係る時間は、給与を支給しない。

- 一 育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業
- 二 介護休業等規程第12条に規定する介護部分休業

（給与の減額）

第14条 新年俸制適用職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第16条に規定する休暇又は同規程第12条の規定によりその勤務しないことについて承認があった場合を除き、第9条に規定する勤務1時間あたりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における当該病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、基本給、業績給月額及び基本給の調整額の半額を減ずる。

- 一 生理日の就業が著しく困難な場合
- 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 情報・システム研究機構安全衛生管理規程第15条第5項の事後措置を受けた場合
3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給、業績給月額及び基本給の調整額の半額を減ずる。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、新年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、給与規程の適用を受ける研究教育職員の例による。

(この規程により難い場合の措置)

第16条 特別の事情によりこの規程によることができない場合又はこの規程によることが著しく不相当であると機構長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則 (令和3年11月25日制定)

この規程は、令和4年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月17日改正)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月24日改正)

この規程は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5年11月30日改正)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則 (令和7年1月1日改正)

この規則は、令和7年1月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和7年3月18日改正)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において教育職基本年俸表の適用を受けていた職員の切替日における号(以下「新号」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号(以下「旧号」という。)及びその者が旧号を受けていた期間(別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。)に応じ

て附則別表第1に定める号とする。

- 3 切替日において昇格又は降格をした職員の号俸については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる号俸を同日の前日に受けていたものとみなして新たな昇格時号俸対応表又は降格時号俸対応表を適用して決定する。
- 4 切替日前日から引き続き休職等している職員であって、同日に号俸の切替が行われた職員の同日以後の復職時調整について、切替後の号俸を基礎として号俸の調整を行うことができることとする。

附則別表第1

教育職基本年俸表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	新号俸		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5

38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14

80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

別表第1（第4条関係）

教育職基本年俸表

職務 の級	1級		2級		3級		4級		5級		
	号	基本年俸	基本給	基本年俸	基本給	基本年俸	基本給	基本年俸	基本給	基本年俸	基本給
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	2,613,600	217,800	3,136,800	261,400	4,083,600	340,300	4,723,200	393,600	5,592,000	466,000	
2	2,643,600	220,300	3,163,200	263,600	4,102,800	341,900	4,743,600	395,300	5,690,400	474,200	
3	2,672,400	222,700	3,188,400	265,700	4,122,000	343,500	4,760,400	396,700	5,791,200	482,600	
4	2,701,200	225,100	3,211,200	267,600	4,140,000	345,000	4,776,000	398,000	5,889,600	490,800	
5	2,730,000	227,500	3,232,800	269,400	4,158,000	346,500	4,790,400	399,200	5,984,400	498,700	
6	2,758,800	229,900	3,250,800	270,900	4,177,200	348,100	4,802,400	400,200	6,074,400	506,200	
7	2,788,800	232,400	3,268,800	272,400	4,196,400	349,700	4,814,400	401,200	6,162,000	513,500	
8	2,817,600	234,800	3,286,800	273,900	4,215,600	351,300	4,826,400	402,200	6,246,000	520,500	
9	2,847,600	237,300	3,308,400	275,700	4,232,400	352,700	4,837,200	403,100	6,322,800	526,900	
10	2,869,200	239,100	3,332,400	277,700	4,256,400	354,700	4,850,400	404,200	6,387,600	532,300	
11	2,890,800	240,900	3,356,400	279,700	4,280,400	356,700	4,863,600	405,300	6,445,200	537,100	
12	2,912,400	242,700	3,380,400	281,700	4,304,400	358,700	4,876,800	406,400	6,498,000	541,500	
13	2,931,600	244,300	3,404,400	283,700	4,326,000	360,500	4,890,000	407,500	6,536,400	544,700	
14	2,950,800	245,900	3,430,800	285,900	4,345,200	362,100	4,903,200	408,600	6,571,200	547,600	
15	2,970,000	247,500	3,456,000	288,000	4,364,400	363,700	4,916,400	409,700	6,604,800	550,400	
16	2,988,000	249,000	3,481,200	290,100	4,383,600	365,300	4,929,600	410,800	6,633,600	552,800	
17	3,006,000	250,500	3,504,000	292,000	4,399,200	366,600	4,942,800	411,900	6,657,600	554,800	
18	3,022,800	251,900	3,536,400	294,700	4,417,200	368,100	4,956,000	413,000			
19	3,038,400	253,200	3,568,800	297,400	4,434,000	369,500	4,969,200	414,100			
20	3,055,200	254,600	3,600,000	300,000	4,449,600	370,800	4,983,600	415,300			
21	3,072,000	256,000	3,631,200	302,600	4,465,200	372,100	4,995,600	416,300			
22	3,090,000	257,500	3,660,000	305,000	4,479,600	373,300	5,008,800	417,400			
23	3,108,000	259,000	3,688,800	307,400	4,494,000	374,500	5,022,000	418,500			
24	3,126,000	260,500	3,715,200	309,600	4,507,200	375,600	5,036,400	419,700			
25	3,144,000	262,000	3,741,600	311,800	4,520,400	376,700	5,047,200	420,600			
26	3,164,400	263,700	3,765,600	313,800	4,537,200	378,100	5,060,400	421,700			
27	3,184,800	265,400	3,789,600	315,800	4,552,800	379,400	5,073,600	422,800			
28	3,205,200	267,100	3,813,600	317,800	4,568,400	380,700	5,085,600	423,800			
29	3,223,200	268,600	3,837,600	319,800	4,584,000	382,000	5,097,600	424,800			
30	3,246,000	270,500	3,860,400	321,700	4,599,600	383,300	5,110,800	425,900			
31	3,268,800	272,400	3,883,200	323,600	4,615,200	384,600	5,124,000	427,000			
32	3,291,600	274,300	3,906,000	325,500	4,630,800	385,900	5,137,200	428,100			
33	3,313,200	276,100	3,927,600	327,300	4,646,400	387,200	5,149,200	429,100			
34	3,327,600	277,300	3,950,400	329,200	4,660,800	388,400	5,163,600	430,300			
35	3,342,000	278,500	3,973,200	331,100	4,675,200	389,600	5,178,000	431,500			
36	3,355,200	279,600	3,996,000	333,000	4,688,400	390,700	5,192,400	432,700			
37	3,367,200	280,600	4,016,400	334,700	4,701,600	391,800	5,200,800	433,400			
38	3,379,200	281,600	4,030,800	335,900	4,716,000	393,000	5,211,600	434,300			
39	3,392,400	282,700	4,044,000	337,000	4,729,200	394,100	5,222,400	435,200			
40	3,405,600	283,800	4,057,200	338,100	4,742,400	395,200	5,232,000	436,000			

41	3,415,200	284,600	4,064,400	338,700	4,755,600	396,300	5,241,600	436,800
42	3,428,400	285,700	4,069,200	339,100	4,770,000	397,500	5,252,400	437,700
43	3,441,600	286,800	4,074,000	339,500	4,784,400	398,700	5,263,200	438,600
44	3,452,400	287,700	4,078,800	339,900	4,797,600	399,800	5,272,800	439,400
45	3,459,600	288,300	4,086,000	340,500	4,809,600	400,800	5,281,200	440,100
46	3,471,600	289,300	4,092,000	341,000	4,821,600	401,800	5,292,000	441,000
47	3,482,400	290,200	4,098,000	341,500	4,833,600	402,800	5,304,000	442,000
48	3,493,200	291,100	4,102,800	341,900	4,844,400	403,700	5,314,800	442,900
49	3,505,200	292,100	4,107,600	342,300	4,858,800	404,900	5,325,600	443,800
50	3,511,200	292,600	4,112,400	342,700	4,875,600	406,300	5,336,400	444,700
51	3,517,200	293,100	4,117,200	343,100	4,892,400	407,700	5,348,400	445,700
52	3,524,400	293,700	4,122,000	343,500	4,909,200	409,100	5,359,200	446,600
53	3,530,400	294,200	4,126,800	343,900	4,918,800	409,900	5,371,200	447,600
54	3,536,400	294,700	4,131,600	344,300	4,930,800	410,900	5,383,200	448,600
55	3,540,000	295,000	4,136,400	344,700	4,942,800	411,900	5,394,000	449,500
56	3,544,800	295,400	4,141,200	345,100	4,956,000	413,000	5,406,000	450,500
57	3,549,600	295,800	4,146,000	345,500	4,966,800	413,900	5,416,800	451,400
58	3,555,600	296,300	4,150,800	345,900	4,976,400	414,700	5,427,600	452,300
59	3,561,600	296,800	4,155,600	346,300	4,986,000	415,500	5,438,400	453,200
60	3,566,400	297,200	4,160,400	346,700	4,994,400	416,200	5,450,400	454,200
61	3,571,200	297,600	4,165,200	347,100	5,002,800	416,900	5,460,000	455,000
62	3,576,000	298,000	4,170,000	347,500	5,013,600	417,800	5,464,800	455,400
63	3,580,800	298,400	4,174,800	347,900	5,023,200	418,600	5,472,000	456,000
64	3,585,600	298,800	4,179,600	348,300	5,030,400	419,200	5,479,200	456,600
65	3,590,400	299,200	4,184,400	348,700	5,037,600	419,800	5,487,600	457,300
66	3,595,200	299,600	4,189,200	349,100	5,043,600	420,300	5,496,000	458,000
67	3,600,000	300,000	4,194,000	349,500	5,048,400	420,700	5,499,600	458,300
68	3,604,800	300,400	4,198,800	349,900	5,053,200	421,100	5,506,800	458,900
69	3,609,600	300,800	4,203,600	350,300	5,056,800	421,400	5,511,600	459,300
70	3,614,400	301,200	4,209,600	350,800	5,061,600	421,800	5,516,400	459,700
71	3,619,200	301,600	4,214,400	351,200	5,065,200	422,100	5,521,200	460,100
72	3,624,000	302,000	4,219,200	351,600	5,070,000	422,500	5,524,800	460,400
73	3,628,800	302,400	4,222,800	351,900	5,073,600	422,800	5,528,400	460,700
74	3,633,600	302,800	4,228,800	352,400	5,078,400	423,200	5,532,000	461,000
75	3,638,400	303,200	4,233,600	352,800	5,083,200	423,600	5,538,000	461,500
76	3,643,200	303,600	4,238,400	353,200	5,088,000	424,000	5,541,600	461,800
77	3,648,000	304,000	4,243,200	353,600	5,091,600	424,300	5,545,200	462,100
78	3,652,800	304,400	4,249,200	354,100	5,095,200	424,600	5,548,800	462,400
79	3,657,600	304,800	4,255,200	354,600	5,100,000	425,000	5,552,400	462,700
80	3,662,400	305,200	4,261,200	355,100	5,103,600	425,300	5,556,000	463,000
81	3,666,000	305,500	4,267,200	355,600	5,107,200	425,600	5,559,600	463,300
82	3,670,800	305,900	4,275,600	356,300	5,112,000	426,000	5,565,600	463,800
83	3,675,600	306,300	4,284,000	357,000	5,115,600	426,300	5,569,200	464,100
84	3,679,200	306,600	4,292,400	357,700	5,119,200	426,600	5,572,800	464,400
85	3,682,800	306,900	4,299,600	358,300	5,122,800	426,900	5,576,400	464,700
86	3,687,600	307,300	4,306,800	358,900	5,126,400	427,200		

87	3,692,400	307,700	4,314,000	359,500	5,130,000	427,500				
88	3,697,200	308,100	4,321,200	360,100	5,133,600	427,800				
89	3,703,200	308,600	4,327,200	360,600	5,137,200	428,100				
90	3,708,000	309,000	4,332,000	361,000	5,140,800	428,400				
91	3,712,800	309,400	4,336,800	361,400	5,144,400	428,700				
92	3,717,600	309,800	4,341,600	361,800	5,148,000	429,000				
93	3,722,400	310,200	4,346,400	362,200	5,151,600	429,300				
94	3,728,400	310,700	4,351,200	362,600	5,155,200	429,600				
95	3,734,400	311,200	4,357,200	363,100	5,158,800	429,900				
96	3,739,200	311,600	4,362,000	363,500	5,162,400	430,200				
97	3,741,600	311,800	4,369,200	364,100	5,166,000	430,500				
98	3,746,400	312,200	4,375,200	364,600	5,169,600	430,800				
99	3,751,200	312,600	4,380,000	365,000	5,173,200	431,100				
100	3,756,000	313,000	4,386,000	365,500	5,176,800	431,400				
101	3,758,400	313,200	4,390,800	365,900	5,180,400	431,700				
102	3,763,200	313,600	4,396,800	366,400	5,184,000	432,000				
103	3,766,800	313,900	4,400,400	366,700	5,187,600	432,300				
104	3,772,800	314,400	4,405,200	367,100	5,191,200	432,600				
105	3,777,600	314,800	4,411,200	367,600	5,193,600	432,800				
106	3,781,200	315,100	4,416,000	368,000						
107	3,784,800	315,400	4,422,000	368,500						
108	3,788,400	315,700	4,428,000	369,000						
109	3,790,800	315,900	4,432,800	369,400						
110	3,794,400	316,200	4,438,800	369,900						
111	3,799,200	316,600	4,443,600	370,300						
112	3,804,000	317,000	4,448,400	370,700						
113	3,807,600	317,300	4,453,200	371,100						
114	3,812,400	317,700	4,458,000	371,500						
115	3,816,000	318,000	4,462,800	371,900						
116	3,819,600	318,300	4,467,600	372,300						
117	3,823,200	318,600	4,472,400	372,700						
118	3,828,000	319,000	4,477,200	373,100						
119	3,832,800	319,400	4,482,000	373,500						
120	3,837,600	319,800	4,486,800	373,900						
121	3,840,000	320,000	4,490,400	374,200						
122	3,842,400	320,200	4,495,200	374,600						
123	3,844,800	320,400	4,501,200	375,100						
124	3,848,400	320,700	4,504,800	375,400						
125	3,852,000	321,000	4,509,600	375,800						
126	3,854,400	321,200	4,515,600	376,300						
127	3,858,000	321,500	4,521,600	376,800						
128	3,861,600	321,800	4,526,400	377,200						
129	3,865,200	322,100	4,531,200	377,600						
130	3,868,800	322,400	4,537,200	378,100						
131	3,873,600	322,800	4,543,200	378,600						
132	3,876,000	323,000	4,549,200	379,100						

133	3, 878, 400	323, 200	4, 555, 200	379, 600					
134	3, 882, 000	323, 500	4, 561, 200	380, 100					
135	3, 885, 600	323, 800	4, 567, 200	380, 600					
136	3, 888, 000	324, 000	4, 573, 200	381, 100					
137	3, 891, 600	324, 300	4, 579, 200	381, 600					
138	3, 894, 000	324, 500	4, 585, 200	382, 100					
139	3, 897, 600	324, 800	4, 591, 200	382, 600					
140	3, 901, 200	325, 100	4, 597, 200	383, 100					
141	3, 904, 800	325, 400	4, 603, 200	383, 600					
142	3, 909, 600	325, 800							
143	3, 914, 400	326, 200							
144	3, 919, 200	326, 600							
145	3, 921, 600	326, 800							
146	3, 926, 400	327, 200							
147	3, 930, 000	327, 500							
148	3, 934, 800	327, 900							
149	3, 937, 200	328, 100							
150	3, 942, 000	328, 500							
151	3, 945, 600	328, 800							
152	3, 950, 400	329, 200							
153	3, 952, 800	329, 400							
154	3, 957, 600	329, 800							
155	3, 962, 400	330, 200							
156	3, 967, 200	330, 600							
157	3, 969, 600	330, 800							